

平成31年3月10日

第 483 号



防災組合ニュース

THE BOSAI KUMIAI NEWS

URL <http://nichibou.main.jp/> 日本防災設備協同組合 東京都文京区本郷一丁目15番6号
電話 03-3813-9650〈代〉 FAX 03-3813-9460
事務連絡メール nichiboukyou1@io.ocn.ne.jp 営業連絡メール nichiboukyou2@dune.ocn.ne.jp

社内回覧

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 月度理事会の概要 1～4

◎住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を

定める省令の一部を改正する省令の公布について

消防予第62号 平成31年2月28日 . . . 5～6

◎火災予防条例（例）の一部改正について（通知）

消防予第63号 平成31年2月28日 . . . 7～12

事務局だより

- ・組合員情報 . . . 13
- ・共済制度について . . . 13
- ・注文は今後も FAX で . . . 13

2 月 度 理 事 会 概 要

召集年月日： 平成 3 1 年 2 月 1 日（金）

開催日時： 平成 3 1 年 2 月 1 2 日（火）

開催場所： 文京シビックセンター 5 階 D 会議室

理事総数： 9 人

出席理事数： 7 人

定刻に至り広江理事長議長席につき理事会開会を宣し、議事に入った。

（1）理事長挨拶

それでは定刻になりましたので理事会を始めたいと思います。
お忙しい中ご苦勞様でございます。

（2）業務報告

① 事務局運営・渉外

1 月 2 1 日（月） 丸大ハム㈱ 吉田係長 来局
引継及びチラシの件

1 月 2 1 日（月） ㈱サンリビング 駄栗毛氏 来局
賠償責任保険等契約の件

1 月 2 3 日（水） 関東自動車共済協同組合 根津氏 来局
チラシ配布の打合せ

1 月 2 5 日（金） 業務決裁 . . . 広江理事長（会社にて）

1 月 2 9 日（火） 業務決裁 . . . 広江理事長（会社にて）

1月29日(火) 東京都中小企業団体中央会主催
「組合まつり」・・・搬入

1月29日(火) 青年部新年会・・・上野「委乃」
参加者15名

1月30日(水)～31日(木) 東京都中小企業団体中央会主催
「組合まつり」開催参加

2月4日(月) 一電機(株) 訪問 村田理事 CAD講習
打合せ

2月6日(水) 雅印刷 星氏 来局・・・機関誌の打合せ

2月7日(木) リコーソリューションズ東京(株) 池森氏 来局

2月7日(木) 経営診断・・・小出会計 副所長

2月12日(火) 2月度理事会・・・文京シビックセンター
5階D会議室

② 事務局報告

住所変更

東京第1支部 城南設備株式会社

旧 〒140-0013

東京都品川区南大井 3-4-8

ダイヤモンド 鈴が森ビル4F

TEL 03-5753-0461

FAX 03-5753-0464

新 〒140-0004

東京都品川区南品川 4-3-5

星和南品川ビル5F

TEL 03-6433-9250

FAX 03-6433-9251

③広報 2月10日 「防災組合ニュース」 482号 発送
2月「防災設備」発刊予定

④教育 3月5日（火）「CAD実務講習会」開催を予定している。
案内を2月13日（水）に出す。消防設備士の講習について
のアンケートをどのようにするか現在検討中である。

⑤福利厚生

平成31年1月17日開催新年賀詞交歓会の収支報告が行われた。

出席者は96名、今年は他の組合で1月17日に他団体の
詞交換会等、同時開催で重複した事もあり前年より多少出
席者が少なかったのではないかと。

⑥財務・共同購買

1月の売上は前年と同額で終わってしまったが、1月の後
半より活気が出てきた。2月は前年を上回れそうである。
残り2月、3月頑張りたい。

協同購買の商材として、日本防災設備協同組合独自の防災
セットの組み立てを、事務局の女性職員の意見も組み入れ
ながら、考えている。

⑦研究開発部会

広江理事長

ガス漏れ検知器の脱着器についての会議の場を設けては
どうか。

⑧青年部

卒業式を兼ねた新年会を1月29日に開催、15名の参加
者があった。

⑨支部運営促進

特になし

⑩その他の事業

特になし

(3) 議案の審議

1 号議案

「組合まつり」報告

東京都中小企業団体中央会主催で、1月30日(水)・31日(木)の2日間、東京国際フォーラム・ホールEにて開催。

日本防災設備協同組合は初めての参加(参加費用は無料)。当組合は住宅用火災警報器、家庭用消火器、非常用マグネシウム空気電池、防犯カメラの展示、販売をした。

117の団体が参加、6000人の入場者があった。入場者は一般の方だけではなく、今回参加していない組合や、バイヤー等、各方面からの入場もあり、各団体のブースを回り名刺交換や商談をしていた。

次回参加する時は、今回の経験を基に、入念に準備し、成果を出せるようにしたい。

その他

防排煙設備実務要領 I・IIの販売方法について、話し合いがなされ、理事より出た意見を次回の理事会よりまとめてゆく。

次回理事会予定

平成31年3月20日(水)

文京区民センター 3階B会議室 15:00～17:00

消 防 予 第 62 号
平成 31 年 2 月 28 日

各 都 道 府 県 知 事 } 殿
各 指 定 都 市 市 長 }

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める
省令の一部を改正する省令の公布について

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令
の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 11 号）が平成 31 年 2 月 28 日に公
布されました。

平成 30 年 6 月 1 日施行の消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年
総務省令第 34 号。以下「改正省令」という。）により、民泊住戸部分が 300 m²未
満である民泊施設において、特定小規模施設用自動火災報知設備（以下「特小自
火報」という。）を設置することで自動火災報知設備の設置を免除することが可
能となりました。

これを踏まえて、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する
基準を定める省令（平成 16 年総務省令第 138 号）第 6 条において、特小自火報を
設置することで住宅用防災警報器の設置免除が可能である旨の規定を追加するべ
く、本改正を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとと
もに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を
処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いし
ます。

記

第一 改正省令に関する事項

1 住宅用防災警報器等の設置の免除に関する事項（改正省令第 6 条関係）

住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合として、火災予防条例
（例）第 29 条の 3 第 1 項各号又は第 29 条の 4 第 1 項に掲げる住宅の部分に
特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる
防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務

省令第 156 号) 第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときを追加したこと。

2 その他の事項

その他関係規定について所要の規定の整備を図ることとしたこと。

第二 施行期日に関する事項（改正省令附則関係）

公布の日から施行することとしたこと。

消 防 予 第 63 号
平成 31 年 2 月 28 日

各 都 道 府 県 知 事 } 殿
各 指 定 都 市 市 長 }

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

火災予防条例（例）の一部改正について（通知）

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）が平成30年5月30日に、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第11号）が平成31年2月28日にそれぞれ公布されたことに伴い、火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）の一部を別添のとおり改正することとしました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、執務の参考とするとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 避雷設備に関する事項

不正競争防止法等の一部を改正する法律において、工業標準化法が産業標準化法に、日本工業規格が日本産業規格にそれぞれ改められたことに伴い、当該改正を反映したこと。（第16条関係）

2 住宅用防災警報器等の設置の免除に関する事項

住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合として、火災予防条例（例）第29条の3第1項各号又は第29条の4第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務

省令第156号)第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときを追加したこと。(第29条の5関係)
その他関係規定について所要の規定の整備を図ることとしたこと。

3 その他

- (1) 1にあっては、施行期日を、平成31年7月1日としたこと。
- (2) 2にあっては、施行期日を、公布の日としたこと。

(問い合わせ先)

消防庁予防課予防係

島村、柏原、岡崎

TEL 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533

〇〇市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例（例）

〇〇市（町・村）火災予防条例（昭和〇〇年〇〇市（町・村）条例第〇号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第二十九条の五第一号中「作動時間が六十秒以内」を「種別が一種」に改め、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第二十九条の三第一項各号又は前条第一項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第百五十六号）第三条第二項及び第三項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十六条第一項の改正規定は、平成三十一年七月一日から施行する。

火災予防条例の一部を改正する条例(例) 新旧対照表
 ○ 火災予防条例(例) (昭和三十六年十一月二十二日 自消甲予発第七十三号)

改正案	現行
(避雷設備) 第十六条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)第二十條第一項の日本産業規格をいう。)に適合するものとしなければならない。 2 (略) (設置の免除) 第二十九条の五 前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。 一 第二十九条の三第一項各号又は前条第一項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が七十五度以下で種別が一種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第十二条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき 二五 (略) 六 第二十九条の三第一項各号又は前条第一項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成二十年総務省令第五十六号)第三条第二項及び第三項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき 七 (略)	(避雷設備) 第十六条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本工業規格に適合するものとしなければならない。 2 (略) (設置の免除) 第二十九条の五 前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。 一 第二十九条の三第一項各号又は前条第一項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が七十五度以下で作動時間が六十秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第十二条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき 二五 (略) (新設) 六 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十六条第一項の改正規定は、平成三十一年七月一日から施行する。

事務局だより

◎共済制度について

●消防設備保守・点検・設置工事等の賠償責任保険：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。請負業者賠償責任保険・生産物（完成工事）賠償責任保険・受託者賠償責任保険がセットになった総合型の保険です。

●自動車共済制度：

関東自動車共済共同組合と提携しています。

●業務災害補償保険（ビジネスJネクスト）：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。

◎ご注文は今後も FAX でお願いします。

組合員の皆様には、いつも FAX でご注文をいただき誠にありがとうございます。ご注文の商品名・数量等間違いのない納品をさせて頂くために、ご注文は今後とも FAX でお願いいたします。